都城市手数料条例に定める使用料

〔平成9年4月1日〕施行

【平成9年4月1日] 施行		
手	· 数 料 名	金額 (円)
1. 自己の居住の用に供す	0.1ha 未満	8,600
る住宅の建築の用に供す	0.1ha 以上 0.3ha 未満	22,000
る目的で行う開発行為許	0.3ha 以上 0.6ha 未満	43,000
可申請手数料	0.6ha 以上 1.0ha 未満	86,000
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	130,000
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	170,000
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	220,000
	10.0ha 以上	300,000
2. 住宅以外の建築物で自	0.1ha 未満	13,000
己の業務の用 に供するも	0.1ha 以上 0.3ha 未満	30,000
のの建築又は自己の業務	0.3ha 以上 0.6ha 未満	65,000
に供する特定工作物の建	0.6ha 以上 1.0ha 未満	120,000
設の用に供する目的で行	1.0ha 以上 3.0ha 未満	200,000
う場合の開発行為許可申	3.0ha 以上 6.0ha 未満	270,000
請手数料	6.0ha 以上 10.0ha 未満	340,000
	10.0ha 以上	480,000
3. 上記以外の場合の開発	0.1ha 未満	86,000
行為許可申請手数料	0.1ha 以上 0.3ha 未満	130,000
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	190,000
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	260,000
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	390,000
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	510,000
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	660,000
	10.0ha 以上	870,000
開発行為 変更許可 申請手数	その額が 870,000 円を越えるときは、	
料	870,000 円	870,000
	ア. 設計の変更	前項/10
	イ. 新たな土地の開発区域への編入	前項規定額
	ウ. その他の変更	10,000
		i

都城市手数料条例に定める使用料

〔平成9年4月1日〕施行

手 数 料 名		金額 (円)
予定建築物等以外 の建築等 許可申請手数料		26,000
開発許可を受けた地位の承 継の承認申請手数料	ア. 自己の居住の用に供する場合 イ. 住宅以外の建築物で自己の業務用の	1,700
	場合 1 ha 未満	1,700
	1 ha 以上	2,700
	ウ.上記以外の場合	17,000
優良宅地造成認定申請手数料	0.1ha 未満 0.1ha 以上 0.3ha 未満 0.3ha 以上 0.6ha 未満 0.6ha 以上 1.0ha 未満 1.0ha 以上 3.0ha 未満 3.0ha 以上 6.0ha 未満 6.0ha 以上 10.0ha 未満	86,000 130,000 190,000 260,000 390,000 510,000 660,000 870,000
証明事務手数料	ア. 登録簿の写しの交付イ. その他	470 300